

公 告

下記により一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上参加されたい。

記

- | | |
|------------------|---|
| 1 競争入札に
付する事項 | (1) 品名(件名) 車両等現地外注整備
(2) 履行期間 契約締結日～令和7年3月31日
(3) 履行場所 契約業者整備工場 |
| 2 入札日時 | 令和6年5月10日 (金) 13時30分 |
| 3 入札場所 | 航空自衛隊三沢基地 (合同庁舎 1 階会計隊入札室) |
| 4 参加資格 | (1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当する者でないこと。
(2) 防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」のD等級以上に格付けされた東北地域の競争参加資格を有する者。
(3) 防衛装備庁長官から又は航空幕僚長等から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(4) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。 |
| 5 入札方法 | 入札書に記入する入札単価は、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額とする。 |
| 6 保証金 | 入札保証金及び契約保証金 免除 |
| 7 入札の無効 | 4の参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に反した入札は、無効とする。 |
| 8 契約書等作成の有無 | 有 |
| 9 契約の方法 | 単価契約(単品決定) |
| 10 契約条項を
示す場所 | 航空自衛隊三沢基地第3航空団会計隊事務室
航空自衛隊三沢基地ホームページ |
| 11 郵便入札の許否 | 許可 ※ 事前に申し出ること |
| 12 その他 | (1) 入札保証金の納付を免除してあるが、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を徴収する。

(2) 入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって申し込みがあったものとする。

(3) 入札の参加を希望するものは、入札日までに、入札書及び上記の参加資格の写しを契約担当官まで提出すること。
(4) 本書記載事項の詳細については、会計隊契約班に照会のこと。 |

TEL (0176) 53-4121 (内線 : 3287・3671)

FAX (0176) 53-5464

担当 : 鳴海

入札書

貴通知・公告に対し、入札心得・契約条項等承知のうえ、表記のとおり提出します。
令和6年5月10日

(住所)

契約担当官
航空自衛隊第3航空団
会計隊長 守本 孝明

殿

(氏名)

㊤

品名	規格	単位	予定数量	単価	備考
車両等現地外注整備	仕様書のとおり 小型車	点	1,453.8		(税抜)
車両等現地外注整備	仕様書のとおり 大型車	点	1,999.4		(税抜)
	以下余白				
総額 <u>¥単価契約</u>					
申込者の条件	履行期間： 契約締結日～令和7年3月31日 履行場所： 契約業者整備工場 (その他)： 整備に際し発生する純正部品の割引率は、各純正部品価格表に示す標準価格から令和6年度航空自衛隊三沢基地車両純正部品等適用割引率の表を適用した価格とする。				

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	共通仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	車両等現地外注整備	三基LPS-V00005	
		承認	令和5年12月5日
		作成	令和5年12月5日
		改正	
		作成部隊等名	第3航空団車両器材隊

1 総則

1.1 適用範囲

- a) この仕様書は、三沢基地における車両等現地外注整備に関する一般共通事項について規定する。
- b) この仕様書に規定する内容と個別仕様書に規定する内容が相違する場合は、個別仕様書に規定する内容を優先する。

1.2 用語の定義

この仕様書及びこの仕様書を適用する個別仕様書において用いる用語の定義は、次による。

1.2.1

個別T O等

当該車両等に適用する技術指令書（J. T. O.）及び製造会社取扱説明書等（製造会社が車両等の整備を目的として作成した取扱説明書、修理書、オーバーホール指令書、整備基準、部品目録及び図面で整備作業の基準となるもの。）

1.2.2

車両等

航空自衛隊車両等整備基準（J. T. O. 00-10-9）（以下，“整備基準”とす。）の第1-1表に示す車両

1.2.3

道路運送車両法適用車両

道路運送車両法（以下，“車両法”という。）の規定が適用される車両

1.2.4

道路運送車両法適用除外車両

自衛隊の使用する自動車に関する訓令（以下，“訓令”という。）の適用を受ける車両

品 名	車両等現地外注整備共通仕様書
-----	----------------

1.2.5

走行器材類

車両法適用車両（以下，“**適用車両**”という。）及び車両法適用除外車両（以下，“**適用除外車両**”という。）以外の車両

1.2.6

修理不能

車両等本体の修理額が**航空自衛隊物品管理補給手続（JAFR125）**の規定を超える場合又は部品生産終了等で修理できない場合

1.2.7

監督

契約の適正な履行を確保するため契約相手方の履行途中において、契約の要求事項に適合するか否かを確認することをいう。

1.2.8

検査

調達物品等の品質及び数量等が当該契約の要求事項に適合するか否かを確認し合格又は不合格の判定を行うことをいう。

1.2.9

定期点検

適用車両を**車両法第48条**に定める定期点検整備について**自動車点検基準及び自動車の点検及び整備に関する手引**に基づき、車両等が規定の性能を発揮するために必要な作業の要否を確認する点検

1.2.10

I検査

適用除外車両及び走行器材類を**整備基準及び車両等検査要項（J. T. O. 36-1-6）**（以下“**検査要項**”という。）の定期検査手順に基づき“**I**”の項目について行う検査

1.2.11

M検査

適用除外車両及び走行器材類を**整備基準及び検査要項**の定期検査手順に基づき“**M**”の項目について行う検査

1.2.12

純正部品

自動車メーカーが自社のブランド及び流通ルートで供給する補修用部品

品 名	車両等現地外注整備共通仕様書
-----	----------------

1.2.13

優良部品

部品メーカーが独自ブランドで供給する補修用部品で、一般社団法人日本自動車部品協会の自動車優良部品推奨制度により推奨されたもの又はそれらと同等の品質を有するもの。

1.2.14

FAINES

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会（以下，“整備振興会”という。）の運営する整備関連情報を閲覧可能なシステム

1.2.15

自動車整備標準作業点数表

整備振興会が各自動車製造会社における車種別の定期点検及び一般整備の標準作業点数を示したもの。

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める内容が、この仕様書に定める内容と相違する場合（法令等を除く。）は、この仕様書に定める内容が優先する。

a) 引用文書

1) 法令等

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）

道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）

自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）

自動車の点検及び整備に関する手引（平成19年国土交通省告示第31号）

自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和45年防衛庁訓令第1号）

航空自衛隊物品管理補給手続（JAFR125）

2) 技術指令書

J. T. O. 00-10-9 航空自衛隊車両等整備基準

J. T. O. 36-1-3 車両等の塗装及び標識

J. T. O. 36-1-6 車両等検査要項

b) 関連文書

1) 法令等

航空自衛隊装備品等整備規則（昭和46年航空自衛隊達第10号）

航空自衛隊調達規則（JAFR124）

2) 技術指令書

J. T. O. 00-5-1 航空自衛隊技術指令書制度

J. T. O. 00-10-1 航空自衛隊装備品等共通整備基準

品 名	車両等現地外注整備共通仕様書
-----	----------------

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求

一般的要求は、次による。

- a) 整備作業は、次の各号に示す要求事項を満足するものとし、整備作業の実施に際しては、車両等の特性及び状態を考慮し、整備資源及び整備工数等を経済的かつ効率的に使用して作業を実施しなければならない。

なお、整備工数等については、**FAINES**又は**自動車整備標準作業点数表**を基準とし、設定する。

- b) 契約の相手方は、**車両法**第78条に基づく地方運輸局長の認証を受けた事業場でなければならない。

2.2 整備作業の種類

契約の相手方が行う整備作業の種類は、次に示すものから個別仕様書で規定する。

2.2.1

定期点検

車両法第48条に基づく定期点検とし、次による。

- a) 3か月点検
- b) 6か月点検
- c) 12か月点検
- d) 24か月点検

2.2.2

定期検査

整備基準に基づく定期検査とし、次による。

- a) I検査
- b) M検査

2.2.3

車検関連作業

車両法第62条に基づく継続検査又は**訓令第16条**に基づく保安検査を受検する前に実施する作業とし、次による。

- a) 保安確認検査
- b) 下廻り塗装
- c) ヘッドライト調整
- d) フロント及びリヤブレーキ清掃
- e) エンジン、下廻り洗浄
- f) 日常点検

2.2.4

その他の整備

表1に示す修理等明細表又は個別仕様書で規定した作業

品 名	車両等現地外注整備共通仕様書
-----	----------------

2.3 作業内容

契約の相手方は、修理等明細表又は個別仕様書で規定された 2.2 に示す各工程の作業を、次により実施しなければならない。

2.3.1

定期点検

自動車点検基準及び自動車の点検及び整備に関する手引に基づき目視点検、機能点検、又は計測等の作業を行い、規定の性能を発揮するために必要な作業の要否を確認するとともに結果を自動車点検基準に定められた点検整備記録簿に記録する。

なお、定期点検の結果、**車両法**の保安基準に適合しない状態（おそれがある場合を含む。）にあると認められる場合は、その状態を契約担当官等に報告し、承認を得た後 **b)** 及び **c)** の作業を実施する。

- a) 定期点検
- b) 分解検査
- c) 修理等

2.3.2

定期検査

検査要項の手順に従い、この仕様書又は個別仕様書に引用する個別T O等に定める整備基準に基づき目視点検、機能点検又は計測等の作業を行い、規定の性能を発揮するために必要な作業の要否を確認するとともに結果を**表 3**に示す車両等作業用紙（一般車両）又は、**表 4**に示す車両等作業用紙（施設、荷役、その他の車両等）に記入する。

なお、定期検査の結果、**訓令**の保安基準及び個別仕様書に引用されている個別T O等に適合しない状態（おそれがある場合を含む。）にあると認められる場合は、その状態を契約担当官等に報告し、承認を得た後 **b)** 及び **c)** の作業を実施する。

- a) 定期検査
- b) 分解検査
- c) 修理等

2.3.3

分解検査

定期点検及び定期検査の結果判明した要修理箇所は、整備するため必要な単位に分解する。また、分解した部品は、この仕様書又は個別仕様書に引用する個別T O等に定める整備基準に基づき、目視点検、機能点検又は、計測等の作業を行い、車両等が規定の性能を発揮するために必要な修理方法及び交換を要する構成品、部品・材料（以下、“部品等”という。）を判定する。

なお、分解した部品等は、交換を要する部品等を除き、必要な清浄度を保持するための処置を行う。

品 名	車両等現地外注整備共通仕様書
-----	----------------

2.3.4

修理等

契約の相手方は、2.3.3 で判定された結果に基づき、要修理箇所が規定の性能を発揮するよう修復する。その際、監督官の指示により次の作業を行う。

- a) 交換 2.3.3 で交換を要すると判定された部品等を 2.4 により交換する。
- b) 加工 修理のため要修理品の状態、特性に応じ、最も適した方法で行う。
- c) 組立・調整 2.3.3 で使用可能品と判定されたもの又は a) 及び b) により修復した部品等を車両等の性能を発揮させるため適正な手順及び方法により組み立て、必要に応じ各部位を調整する。
- d) 潤滑 車両等の必要な部位又は部品等に必要な潤滑効果を得るため、適合した油脂を選定（官給品を除く。）のうえ、適正量を給油する。

2.3.5

塗装等

- a) 塗装等は、修理等明細表又は個別仕様書で規定する場合を除き、**車両等の塗装及び標識（J. T. O. 36-1-3）**（以下、“**塗装及び標識**”という。）に基づき実施する。
- b) 塗色は、**塗装及び標識**による。ただし、部分塗色を実施する場合、周辺の塗色に極力一致させる。

2.3.6

作業の中止

次に示す場合は、作業を中止し、契約担当官等に申し出をしたうえで、指示を受ける。

- a) 車両等を修復するため、修理等明細表又は個別仕様書で規定した以外の整備作業が必要な場合
- b) 当該車両等が整備作業中に修理不能に該当すると判明した場合

2.4 部品・材料

- a) 整備作業に必要な部品等は、修理等明細表又は個別仕様書で規定した官給品を除き契約の相手方において準備する。
- b) 部品等は、原則として製造会社の純正部品又は優良部品とする。
- c) 整備作業において、修理不能品（組部品）が発生し、これの使用可能な部位等が他の組部品の修理等に流用することが可能な場合は、活用を図る。ただし、流用は、同一契約の範囲とする。

2.5 機能・性能

車両等の機能及び性能は、次による。

- a) 適用車両は、**車両法**の保安基準に適合しなければならない。
- b) 適用除外車両は、**訓令**の保安基準及び個別仕様書に引用されている個別T O等に適合しなければならない。
- c) 走行器材類は、個別仕様書に引用されている個別T O等に適合しなければならない。

品 名	車両等現地外注整備共通仕様書
-----	----------------

3 品質保証等

3.1 品質保証資料

契約の相手方は、2.3により作成した結果等を品質保証資料として、納入後2年間保管し、参照できる状態にしておかなければならない。

3.2 保証

- a) 車両等の引渡しから引取りまでの間の一切の保証責任は、契約の相手方の責任とする。
- b) 契約期間中における契約の相手方の過失その他により生じた損害は、全て契約の相手方の責任とする。

3.3 監督・検査

- a) 監督は必要部品及び修理要領書（表2）及び、点検整備記録簿又は車両等作業用紙（表3、表4）による資料監督方式とする。
- b) 検査は点検整備記録簿又は車両等作業用紙（表3、表4）による資料検査及び直接検査方式とする。

4 その他の指示

4.1 提出書類

契約の相手方は、次の書類を提出しなければならない。

- a) 定期点検実施時は点検整備記録簿
- b) 定期検査実施時は車両等作業用紙（表3、表4）
- c) その他の整備実施時は必要部品及び修理要領書（表2）
- d) その他、監督官及び契約担当官等の指示する書類

4.2 官給品

官給品の品目及び数量については、修理等明細表又は個別仕様書で規定する。

なお、官給品は原則として官給を受けなければならない。

4.3 付属品及び予備品

付属品及び予備品の整備は、修理等明細表又は個別仕様書で規定する場合を除き、原則として整備の対象外とする。

4.4 計測器及び試験装置

車両等が要求事項に合致していることを確認するために使用する計測器及び検査用機器は、車両法の規定に適合し、規定の性能が維持されていなければならない。

4.5 契約の相手方の技術協力

契約相手方は、官側から次の各号について依頼された場合、技術協力を実施しなければならない。

- a) 不具合に関する原因、対策及び処置に関する調査検討
- b) 技術的事項に関する資料等の提出又は提示

4.6 官の便宜供与

- a) 契約の相手方は、整備作業を実施する上で必要な個別TO等は第3航空団整備補給群車両器材隊長の承認を得たうえで閲覧することが出来る。

品 名	車両等現地外注整備共通仕様書
-----	----------------

b) 契約の相手方は、整備作業を実施する上で必要な場合は、必要に応じ官側と調整して可能な範囲で次の便宜供与を受けることができる。

- 1) 部隊における契約の相手方が搬入した器材の保管
- 2) 整備作業に必要な計測器，工具の貸付
- 3) その他必要と認めた事項

4.6 補給の手続き

次に示す補給上の手続きについては、個別仕様書で規定するほか、契約担当官等の指示による。

- a) 車両等の受け渡し
- b) 官給品の処置
- c) 交換した旧部品の返納処置
- d) 貸付品の受け渡し

4.7 輸送

契約の相手方の工場において整備を行う場合の搬入及び搬出は、次のものを除き官側で実施する。

a) 走行器材類の輸送については、契約の相手方において車両積載車を使用し、搬入及び搬出を実施する。

なお、輸送中の事故は契約の相手方が保証するものとする。

b) 総走行距離が30 kmを超える場合については、契約の相手方負担において搬入及び搬出を実施する。

なお、輸送中の事故は契約の相手方が保証するものとする。

c) 車両等が自走不能になった場合の輸送方法は、官側と協議し決定する。

d) 個別仕様書で規定する場合

4.8 安全管理

契約の相手方は、各種試験の実施，危険物及び高圧ガスの製造取り扱い，公害が発生する恐れのあるものの取り扱い，並びにその他作業事故を生起し易い作業について，法令に係るものは当該法令に基づき，その他のものは規格等（契約相手方が必要により定めた基準等を含む。）に基づき，適切な安全管理を実施しなければならない。

4.9 仕様書の疑義

この仕様書について，疑義を生じた場合は，監督官及び契約担当官等と協議する。

表 1 - 修理等明細表

品名									整備作業の種類							
車番		型式					車台番号				E/G型式					
項目	S/N又はP/N	品名等	整備作業の工程及び内容													
			分解 点検	修理	交換	組立 調整	塗装 標識	官給 品	単位	数量	作業 点数	単価	工賃	部品費	備考	
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15																
16												部品計				
17												%引				
18												差引計				
19												工賃計				
20												合計				

表 2 - 必要部品及び修理要領書

提出会社		調達要求番号														
		品名		監督官名												
		車番		確認年月日												
項目	S/N又はP/N	品名等	整備作業の工程及び内容													
			分解 点検	修理	交換	組立 調整	塗装 標識	官給 品	単位	数量	作業 点数	単価	工賃	部品費	備考	
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15																
16												部品計				
17												%引				
18												差引計				
19												工賃計				
20												合計				

表3-車両等作業用紙（一般車両）

車両等作業用紙（一般車両）				整備作業チェック記号						
車種	検査の種類			I : <input type="checkbox"/> M : <input type="checkbox"/> + <input type="checkbox"/>	✓ 良好	T 締付				
自動車番号	所属部隊			管理換 : ※印	× 調整	C 清掃				
開始日付	完了日付				×× 交換	L 給油				
点検項目				記	備考	分解したら記号を○で囲む				
I. かじ取り装置										
1. ハンドルの操作具合										
2. ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ ※										
3. ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み										
4. ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷										
5. ボール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂、損傷										
6. ステアリング・ナックル連結部のがた										
7. ホイール・アライメント										
8. パワー・ステアリング・ベルトの緩みと損傷										
9. パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量 ※										
10. パワー・ステアリング装置の取付けの緩み										
II. 制動装置										
1. ブレーキ・ペダルの遊び、踏込んだときの床板との隙間※										
2. ブレーキの効き具合 ※										
3. パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ ※										
4. パーキング・ブレーキの効き具合 ※										
5. ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態										
6. リザーバ・タンクの液量 ※										
7. ブレーキ・マスタ・シリンダの機能、摩耗、損傷										
8. ブレーキ・ホイール・シリンダ機能、摩耗、損傷										
9. ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷										
10. ブレーキ・チャンパ・ロッドのストローク										
前輪	左	前 mm	右	前 mm	後 mm	左	前 mm	右	前 mm	後 mm
1. ブレーキ・チャンパの機能										
1.2. ブレーキ・バルブ、クイック・リリース・バルブ、リレー・バルブの機能										
1.3. ブレーキ・倍力装置のエア・クリーナの詰まり										
1.4. ブレーキ倍力装置の機能										
1.5. ブレーキ・カムの摩耗										
1.6. ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間										
1.7. ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗										
1.8. ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷										
1.9. バック・プレートの状態										
2.0. ブレーキ・ディスクとパッドとの隙間										
2.1. ブレーキ・パッドの摩耗 ※ライニング又はパッドの残厚										
前輪	左	前 mm	右	前 mm	後 mm	左	前 mm	右	前 mm	後 mm
2.2. ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷										
2.3. センタ・ブレーキ・ドラムの取付の緩み										
2.4. センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間										
2.5. センタ・ブレーキのライニングの摩耗										
2.6. センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷										
2.7. 油圧式二重安全ブレーキ機構の機能										
III. 走行装置										
1. タイヤの状態 ※										
(1) タイヤの空気圧（スベア・タイヤ含む）										
(2) タイヤの亀裂、損傷										
(3) タイヤの溝の深さ、異状摩耗										
* タイヤの溝の深さ										
前輪	左	前 mm	右	前 mm	後 mm	左	前 mm	右	前 mm	後 mm
2.2. ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷										
2.3. センタ・ブレーキ・ドラムの取付の緩み										
2.4. センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間										
2.5. センタ・ブレーキのライニングの摩耗										
2.6. センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷										
2.7. 油圧式二重安全ブレーキ機構の機能										
IV. 緩衝装置										
1. リーフ・スプリングの損傷 ※										
2. リーフ・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷										
(1) リーフ・スプリングのUボルト、スプリング・バンド										
(2) スプリング・ブラケットの取付部										
(3) リーフ・スプリング・ピンなど連結部										
(4) トルク・ロッド（ラジャス・ロッド）の連結部										
3. コイル・スプリングの損傷										
4. コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷										
(1) サスペンションの各取付ボルト・ナット										
(2) サスペンションの各連結部のがた										
(3) サスペンション各部の損傷、ボールジョイントのダスト・ブーツの亀裂、損傷										
5. エア・サスペンションのエア漏れ										
6. エア・サスペンションのペローズの損傷										
7. エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷										
8. エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能										
9. ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷 ※										
V. 動力伝達装置										
1. クラッチ・ペダルの遊びとクラッチが切れたときの床板との隙間										
(1) クラッチ・ペダルの遊び						mm				
(2) レリーズ・フォーク先端の遊び						mm				
(3) クラッチ・ペダルの床板との隙間						mm				
(4) プッシュロッド寸法等						mm				
2. クラッチの作用										
3. クラッチ液の量										
4. トランスミッション、トランスファのオイル漏れ										
5. トランスミッション、トランスファのオイル量										
6. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み										
7. ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のダスト・ブーツの亀裂と損傷										
8. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト継手部のがた										
(1) スプライン部の摩耗によるがた										
(2) 自在継手部の摩耗によるがた										
9. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンター・ベアリング										
10. デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量										
VI. 電気装置										
1. スパーク・プラグの状態										
2. 点火時期										
3. ディストリビュータのキャップの状態										
4. バッテリーのターミナル部の緩みと腐食 ※										
5. 電気配線の接続部の緩みと損傷 ※										
VII. 原動機										
1. 低速と加速の状態										
2. 排気の状態										
C	O			H	C			黒煙		
3. エア・クリーナ・エレメントの状態										
4. エア・クリーナの油の汚れと量										
5. シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態										
6. エンジン・オイルの漏れ										

表3-車両等作業用紙(一般車両)(続き)

7. 燃料漏れ ※		2. ワイパー及びウインド・ウォッシャの作用 ※	
8. ファン・ベルトの緩みと損傷 ※		3. デフロスタの作用	
9. 冷却水漏れ ※		4. 旋錠装置の作用	
VII. ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置		5. エキゾースト・パイプ、マフラー等の取付けの緩みと損傷	
1. メターリング・バルブの状態		6. マフラーの機能	
2. ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷		7. 火花防止装置の状態	
3. 燃料蒸発ガス排出抑制装置の配管等の損傷		8. エア・タンクの凝水	
4. チャコール・キャニスタの詰まりと損傷		9. エア・コンプレッサの機能	
5. 燃料蒸発ガス排出抑制装置のチェック・バルブの損傷		10. プレッシュャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能	
6. 触媒等の排出ガス減少装置の取付けの緩みと損傷		11. 非常口の扉の機能	
7. 二次空気供給装置の機能		12. 車枠、車体の緩みと損傷 ※	
8. 排気ガス再循環装置の機能		13. 連結装置のカブラの機能と損傷	
9. 減速時排気ガス減少装置の機能		14. 連結装置のピントル・フック摩耗、亀裂、損傷	
10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態		15. シート・ベルトの状態	
IX. 附属装置等		16. 開扉発車防止装置の機能	
1. ホーン的作用 ※		17. シャシ各部の給油脂状態 ※	

署名については、※印の項目のみであれば整備員印欄及び整備隊等の長印欄にそれぞれ整備実施者、その所属隊等の長の署名又は押印で可、検査員印欄及び整備幹部印欄は省略可。

付記又は特記事項

制 動 力	手 動		N
	前前輪	左	N
		右	N
	前後輪	左	N
		右	N
	後前輪	左	N
		右	N
	後後輪	左	N
		右	N
	制動力合計		
排 気 ガ ス	C	O	%
	H	C	ppm
	黒 煙		%
	光吸収係数		m ⁻¹

速 度 計	測定速度		km/h	
	誤 差		km/h	
横 滑 量	前前輪	イン・アウト	mm	
	前後輪	イン・アウト	mm	
前 照 灯	取付高	左	cm	
		右	cm	
	光度	左	cd	
		右	cd	
	光軸	左	上・下	mm
			左・右	mm
		右	上・下	mm
			左・右	mm
警音器音量			db	
サイレン			db	

監督官 _____ 検査官 _____

整備員印 _____ 検査員印 _____ 整備幹部印 _____ 整備隊等の長印 _____

表4-車両等作業用紙（施設、荷役、その他の車両等）

車両等作業用紙（施設、荷役、その他の車両等）				整備作業チェック記号																											
車種	検査の種類		I: <input type="checkbox"/> M: <input type="checkbox"/> + <input type="checkbox"/>	✓ 良好 × 調整 ×× 交換 ××× 修理	T 締付 C 清掃 L 給油																										
自動車番号	所属部隊		管理換: ※印																												
開始日付	完了日付		分解したら記号を○で囲む																												
点検項目			記	備考	点検項目																										
I. かじ取り装置				IV. 緩衝装置																											
1. ハンドルの操作具合					1. リーフ・スプリングの損傷	※																									
2. ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ	※				2. リーフ・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷																										
3. ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み					(1) リーフ・スプリングのUボルト、スプリング・バンド																										
4. ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷					(2) スプリング・ブラケットの取付部																										
5. ボール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂、損傷					(3) リーフ・スプリング・ピンなど連結部																										
6. ステアリング・ナックル連結部のがた					(4) トルク・ロッド（ラジラス・ロッド）の連結部																										
7. ホイール・アライメント					3. コイル・スプリングの損傷																										
8. パワー・ステアリング・ベルトの緩みと損傷					4. コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷																										
9. パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量	※				(1) サスペンションの各取付ボルト・ナット																										
10. パワー・ステアリング装置の取付けの緩み					(2) サスペンションの各連結部のがた																										
II. 制動装置																															
1. ブレーキ・ペダルの遊び、踏込んだときの床板との隙間※					(3) サスペンション各部の損傷、ボールジョイントのダスト・ブーツの亀裂、損傷																										
2. ブレーキの効き具合	※				5. エア・サスペンションのエア漏れ																										
3. パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ	※				6. エア・サスペンションのペローズの損傷																										
4. パーキング・ブレーキの効き具合	※				7. エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷																										
5. ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態					8. エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能																										
6. リザーバ・タンクの液量	※				9. ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷	※																									
7. ブレーキ・マスタ・シリンダの機能、摩耗、損傷					V. 動力伝達装置																										
8. ブレーキ・ホイール・シリンダ機能、摩耗、損傷					1. クラッチ・ペダルの遊びとクラッチが切れたときの床板との隙間																										
9. ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷					(1) クラッチ・ペダルの遊び	mm																									
10. ブレーキ・チャンパ・ロッドのストローク					(2) レリーズ・フォーク先端の遊び	mm																									
<table border="1"> <tr> <td>前輪</td> <td>左</td> <td>前 mm</td> <td>右</td> <td>前 mm</td> <td>後輪</td> <td>左</td> <td>前 mm</td> <td>右</td> <td>前 mm</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>後 mm</td> <td></td> <td>後 mm</td> <td></td> <td></td> <td>後 mm</td> <td></td> <td>後 mm</td> </tr> </table>				前輪	左	前 mm	右	前 mm	後輪	左	前 mm	右	前 mm			後 mm		後 mm			後 mm		後 mm								
前輪	左	前 mm	右	前 mm	後輪	左	前 mm	右	前 mm																						
		後 mm		後 mm			後 mm		後 mm																						
11. ブレーキ・チャンパの機能					(3) クラッチ・ペダルの床板との隙間	mm																									
12. ブレーキ・バルブ、クイック・リリース・バルブ、リレー・バルブの機能					(4) プッシュロッド寸法等	mm																									
13. ブレーキ・倍力装置のエア・クリーナの詰まり					2. クラッチの作用																										
14. ブレーキ倍力装置の機能					3. クラッチ液の量																										
15. ブレーキ・カムをの摩耗					4. トランスミッション、トランスファのオイル漏れ																										
16. ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間					5. トランスミッション、トランスファのオイル量																										
17. ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗					6. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み																										
18. ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷					7. ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のダスト・ブーツの亀裂と損傷																										
19. バック・プレートの状態					8. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト継手部のがた																										
20. ブレーキ・ディスクとパッドとの隙間					(1) スプライン部の摩耗によるがた																										
21. ブレーキ・パッドの摩耗 *ライニング又はパッドの残厚					(2) 自在継手部の摩耗によるがた																										
<table border="1"> <tr> <td>前輪</td> <td>左</td> <td>前 mm</td> <td>右</td> <td>前 mm</td> <td>後輪</td> <td>左</td> <td>前 mm</td> <td>右</td> <td>前 mm</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>後 mm</td> <td></td> <td>後 mm</td> <td></td> <td></td> <td>後 mm</td> <td></td> <td>後 mm</td> </tr> </table>				前輪	左	前 mm	右	前 mm	後輪	左	前 mm	右	前 mm			後 mm		後 mm			後 mm		後 mm								
前輪	左	前 mm	右	前 mm	後輪	左	前 mm	右	前 mm																						
		後 mm		後 mm			後 mm		後 mm																						
22. ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷					9. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンター・ベアリング																										
23. センタ・ブレーキ・ドラムの取付の緩み					10. デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量																										
24. センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間					VI. 電気装置																										
25. センタ・ブレーキのライニングの摩耗					1. スパーク・プラグの状態																										
26. センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷					2. 点火時期																										
27. 油圧式二重安全ブレーキ機構の機能					3. ディストリビュータのキャップの状態																										
III. 走行装置																															
1. タイヤの状態			※		4. バッテリーのターミナル部の緩みと腐食	※																									
(1) タイヤの空気圧（スベア・タイヤ含む）					5. 電気配線の接続部の緩みと損傷	※																									
(2) タイヤの亀裂、損傷					VII. 原動機																										
(3) タイヤの溝の深さ、異状摩耗					1. 低速と加速の状態																										
* タイヤの溝の深さ					2. 排気の状態																										
<table border="1"> <tr> <td>前輪</td> <td>左</td> <td>前 mm</td> <td>右</td> <td>前 mm</td> <td>後輪</td> <td>左</td> <td>前 mm</td> <td>右</td> <td>前 mm</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>後 mm</td> <td></td> <td>後 mm</td> <td></td> <td></td> <td>後 mm</td> <td></td> <td>後 mm</td> </tr> </table>				前輪	左	前 mm	右	前 mm	後輪	左	前 mm	右	前 mm			後 mm		後 mm			後 mm		後 mm	<table border="1"> <tr> <td>C</td> <td>O</td> <td>H</td> <td>C</td> <td>黒煙</td> </tr> </table>			C	O	H	C	黒煙
前輪	左	前 mm	右	前 mm	後輪	左	前 mm	右	前 mm																						
		後 mm		後 mm			後 mm		後 mm																						
C	O	H	C	黒煙																											
2. エンジン・オイルの漏れ					3. エア・クリーナ・エレメントの状態																										
					4. エア・クリーナの油の汚れと量																										
					5. シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態																										
					6. エンジン・オイルの漏れ																										

表4-車両等作業用紙（施設、荷役、その他の車両等）（続き）

7. 燃料漏れ	※			X. 施設、荷役、その他の車両	
8. ファン・ベルトの緩みと損傷	※			1. キャリッジ	※
9. 冷却水漏れ	※			2. 操作レバー・リフト、チルト	※
Ⅷ. ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置				3. チェーン・リフト、ドライブ	※
1. メターリング・バルブの状態				4. ケーブル・ウインチ、ホイスト	※
2. ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷				5. シリンダー・リフト、チルト	※
3. 燃料蒸発ガス排出抑制装置の配管等の損傷				6. 油圧ポンプ	※
4. チャコール・キャニスタの詰まりと損傷				7. 一般漏えい・油、水、空気	※
5. 燃料蒸発ガス排出抑制装置のチェック・バルブの損傷				8. 旋回機構	
6. 触媒等の排出ガス減少装置の取付けの緩みと損傷				9. マスト本体、ブーム	
7. 二次空気供給装置の機能				10. 安全クラッチ、減速機構	※
8. 排気ガス再循環装置の機能				11. ドラム	※
9. 減速時排気ガス減少装置の機能				12. 昇降機構	※
10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態				13. コンピュータ、ブラシ	※
Ⅸ. 附属装置等				14. コントローラ	※
1. ホーンの作用	※			15. パワー・テーク・オフ	※
2. ワイパー及びウインド・ウォッシャの作用	※			16. 索導器	※
3. デフロスタの作用				17. クレーン・アタッチメント	※
4. 施設装置の作用				18. キャタピラ	※
5. エキゾースト・パイプ、マフラ等の取付けの緩みと損傷				19. 排土板、スクレーパ	※
6. マフラの機能				20. フィアス・ホイール	※
7. 火花防止装置の状態				21. 補助脚	※
8. エア・タンクの凝水				22. キング・ピン・摩耗、破損、カップラ結合箇所	※
9. エア・コンプレッサの機能				ⅩI. かく座機収容器材、100tオールテレーンクレーン	
10. プレッシュャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能				1. 操作装置	※
11. 非常口の扉の機能				2. 操作アライメント	
12. 車枠、車体の緩みと損傷	※			3. クレーン・エンジン	※
13. 連結装置のカブラの機能と損傷				4. クレーン電気系統	※
14. 連結装置のピントル・フック摩耗、亀裂、損傷				5. 補助脚	※
15. シート・ベルトの状態				6. 通話装置	※
16. 開扉発車防止装置の機能					
17. シヤシ各部の給油脂状態	※				

署名については、※印の項目のみであれば整備員印欄及び整備隊等の長印欄にそれぞれ整備実施者、その所属隊等の長の署名又は押印で可、検査員印欄及び整備幹部印欄は省略可。

付記又は特記事項

制 動 力	手 動		N
	前前輪	左	N
		右	N
	前後輪	左	N
		右	N
	後前輪	左	N
		右	N
	後後輪	左	N
		右	N
	制動力合計		
排 気 ガ ス	C	O	%
	H	C	ppm
	黒	煙	%
	光吸収係数		m ⁻¹

速 度 計	測定速度		km/h	
	誤 差		km/h	
横 滑 量	前前輪	イン・アウト	mm	
	前後輪	イン・アウト	mm	
前 照 灯	取付高	左	cm	
		右	cm	
	光度	左	cd	
		右	cd	
	光軸	左	上・下	mm
			左・右	mm
		右	上・下	mm
			左・右	mm
警音器音量			db	
サイレン			db	

監督官 _____ 検査官 _____

整備員印 _____ 検査員印 _____ 整備幹部印 _____ 整備隊等の長印 _____

令和6年度航空自衛隊三沢基地車両純正部品等適用割引率

No.	品名	規格	単価
1	車両純正部品	トヨタ部品	25% 引き価格
2	車両純正部品	スバル部品	23% 引き価格
3	車両純正部品	トヨタL&F部品	25% 引き価格
4	車両純正部品	日産部品	20% 引き価格
5	車両純正部品	UDトラックス部品	10% 引き価格
6	車両純正部品	いすゞ部品	22% 引き価格
7	車両純正部品	三菱部品（小型）	17% 引き価格
8	車両純正部品	三菱ふそう部品（大型）	15% 引き価格
9	車両純正部品	日野部品	13% 引き価格
10	車両純正部品	ホンダ部品	21% 引き価格
11	車両純正部品	ダイハツ部品	19% 引き価格
12	車両純正部品	スズキ部品	22% 引き価格
13	車両純正部品	ユニキャリア部品	10% 引き価格
14	車両純正部品	コマツ（リフト）部品	10% 引き価格
15	車両純正部品	住友ナコマテリアルハンドリング部品	10% 引き価格
16	車両純正部品	東邦車輛部品	22% 引き価格
17	車両純正部品	昭和飛行機部品	20% 引き価格
18	車両純正部品	ヤマハ部品	10% 引き価格
19	車両純正部品	ボブキャット部品	15% 引き価格
20	車両純正部品	オシュコシュ部品	5% 引き価格
21	車両純正部品	ローゼンバウワー部品	2% 引き価格
22	車両純正部品	TLD部品	0% 引き価格
23	車両純正部品	日産フォークリフト部品	10% 引き価格
24	車両純正部品	トランテックス部品	13% 引き価格
25	車両純正部品	GMいちほら部品	3% 引き価格

令和6年度航空自衛隊三沢基地車両純正部品等適用割引率

No.	品名	規格	単価
26	車両純正部品	大原鉄工所部品	2% 引き価格
27	車両純正部品	新明和部品	0% 引き価格
28	車両純正部品	タダノ部品	6% 引き価格
29	車両純正部品	日本トレクス部品	10% 引き価格
30	車両純正部品	日本フルハーフ部品	3% 引き価格
31	車両純正部品	繁多機械部品	5% 引き価格
32	車両純正部品	クボタ部品	10% 引き価格
33	車両純正部品	A e r o t e c h U K部品	0% 引き価格
34	車両純正部品	第一実業部品	5% 引き価格
35	車両純正部品	古河ユニック部品	5% 引き価格
36	車両純正部品	ニチユ部品	10% 引き価格
37	車両純正部品	コマツ（建機）部品	9.5% 引き価格
38	車両純正部品	キャタピラージャパン部品	11% 引き価格
39	車両純正部品	協和機械部品	7% 引き価格
40	車両純正部品	豊和工業部品	5% 引き価格
41	車両純正部品	加藤製作所部品	10% 引き価格
42	車両純正部品	酒井重工業部品	5% 引き価格
43	車両純正部品	神戸製鋼所部品	0% 引き価格
44	車両純正部品	岩崎工業部品	15% 引き価格
45	車両純正部品	N I C H I J O部品	15% 引き価格
46	車両純正部品	共栄社部品	15% 引き価格
47	車両純正部品	I H I アグリテック部品	15% 引き価格
48	車両純正部品	F r e s i a S . P . A部品	0% 引き価格
49	車両純正部品	ボルボ建設機械部品	10% 引き価格
50	車両純正部品	日立建機部品	8% 引き価格

令和6年度航空自衛隊三沢基地車両純正部品等適用割引率

No.	品名	規格	単価
51	車両純正部品	カヤバ部品	0% 引き価格
52	車両純正部品	カミンズジャパン部品	10% 引き価格
53	ランプ (電球)	スタンレー電気	60% 引き価格
54	ワイパー	マルエヌ製作所	60% 引き価格
55	エレメント (一般車両)	日東工業	60% 引き価格
56	スパークプラグ	日本特殊陶業	60% 引き価格
57	ファンベルト	三ツ星ベルト	60% 引き価格
58	ライト (ヘッドライト)	スタンレー電気	60% 引き価格
59	ライト (ヘッドライト)	小糸製作所	60% 引き価格
60	ランプ (電球)	小糸製作所	60% 引き価格
61	ワイパー	日本ワイパーブレード	60% 引き価格
62	エレメント(一般車両)	東洋エレメント工業	60% 引き価格